

ニコレン自動車保険補償制度について

1. ニコレン自動車保険補償制度(以下「本補償制度」という)とは

NICOLAS に登録された車両(以下「被補償自動車」という)の所有、使用または管理に起因して生じた自動車事故による補償を引受保険会社(以下「保険会社」という)と締結した損害保険契約に基づき補償する制度です。なお、所有には、所有権留保条項付売買契約により購入した場合及び1年以上を期間とする貸借契約により賃貸されている場合を含むものとします。

2. 補償内容

保険会社の損害保険契約により、次の限度内の補償金が支払われます。

ただし、保険会社が定める保険約款の免責事由に該当するときは、この補償金は支払われません。

(1) 対人賠償補償／1名につき 無制限

(2) 対物賠償補償／1事故につき 無制限 (免責金額 5万円)

(3) 人身傷害補償／1事故限度額3,000万円×定員、1名限度額3,000万円

3. 補償期間

毎年3月1日午後4時～翌年3月1日午後4時

※車両が抹消されない限り自動更新となります。

中途(新規)加入の場合

車両を NICOLAS へ登録した日から次に迎える3月1日午後4時までとします。

4. 保険補償料(月額)

沖縄県 以外	普通 乗用車	小型 乗用車	軽四輪 乗用車	普通 貨物車	小型 貨物車	軽四輪 貨物車
	8,490 円	7,980 円	6,310 円	11,500 円	7,600 円	5,680 円
沖縄県	普通 乗用車	小型 乗用車	軽四輪 乗用車	—	—	軽四輪 貨物車
	6,280 円	4,880 円	3,860 円	—	—	3,520 円

・保険補償料は、被補償自動車の貸渡開始日の属する月から発生します。

5. 解約について

解約は NICOLAS の「抹消申請」に登録した貸渡終了日をもって自動解約となります。(保険センターへの解約の連絡は必要ありません) ※速やかに車両の抹消手続きを実施してください。

6. NICOLAS から一時的に削除した車両の再登録について

移転や継承等により一度 NICOLAS から削除した車両を再登録し、貸渡をする場合には削除した月から貸渡再開月の間の未払い期間(削除していた期間)に対し保険補償料の請求が発生します。

7. 付帯サービス

本補償制度に加入している車両には、JAF（一般社団法人日本自動車連盟）のロードサービスを提供します。

※詳細は「ニコレン自動車保険補償制度ロードサービスのご案内」をご参照ください。

8. 本補償制度に付帯できる補償制度

本補償制度の加入車両は、「新車全損補償制度」と「高額車両修理費用補償制度」に加入することができます。

※加入条件等はそれぞれの補償制度の内容をご確認ください。

9. 引受保険会社

「三井住友海上火災保険株式会社」

10. WEB 約款

下記 URL または二次元バーコードから確認いただけます。

<https://web-yakkan.ms->

[ins.com/iportal/CatalogViewInterfaceStartupAction.do?method=startUp&mode=PAGE&pageGroupI
d=1&designID=MSIYD01&catalogId=1014510000&volumeID=MSI19001](https://web-yakkan.ms-ins.com/iportal/CatalogViewInterfaceStartupAction.do?method=startUp&mode=PAGE&pageGroupId=1&designID=MSIYD01&catalogId=1014510000&volumeID=MSI19001)



11. 本補償制度からの脱退について

FC契約の有効期間中は、加盟店からの申し出による本補償制度からの脱退は出来ないものとします。

新車全損補償制度について

＜ニコレン自動車保険補償制度に加入している車両が対象となります。＞

1. 新車全損補償制度の運営期間

毎年3月1日～翌年2月末日まで(毎年3月1日を運営期間の更新日とします。)

2. 新車全損補償制度への申し込み

NICOLAS に車両を新規登録するときに新車全損補償制度への加入申し込みができます。

NICOLAS 登録時に「NICOLAS《車両》登録シート」でお申し込みください。

※NICOLAS 登録後は加入することはできません。

3. 補償料の支払い

NICOLAS に登録した車両の「貸渡開始日」の属する月分から補償料の請求を開始します。

※月次サポート料と合わせての請求となります。

4. 加入できる車両

直近の3月1日時点で初度登録から3年未満の車両

5. 用途車種

「自家用普通乗用車」「自家用小型乗用車」「自家用小型貨物車」「自家用軽四輪乗用車」

「自家用軽四輪貨物車」

※Vクラスについては上記の用途車種であっても新車全損補償制度には加入できません。

加入が可能となった場合は、別途ご案内させていただきます。

6. 月額補償料

1, 650円／台

7. 補償期間

加入日(車両登録日)から初度登録3年を超えた翌2月末日までが補償対象期間となります。

特に申し出がない限り1年毎の自動更新となります。

※3月1日時点で加入対象車両でなくなった場合は自動更新せず、脱退となります。

※補償期間内に任意での脱退は出来ませんのでご注意ください。但し、次年度の補償期間開始までに脱退の申し出があれば、自動更新しないことができます。脱退した場合、再加入することはできません。

8. 補償内容

加入車両が事故によって全損(修理費用 $\geq$ 車両時価額)となった場合、車両時価額が全損補償金として支払われます。なお、全損補償金が支払われる車両は、修理可能であっても以降ニコレン車両としては使用できません。

全損補償金を支払う際は、全損補償金より未払分の補償料を差引いた額が支払われます。

1: 未払補償料 $= (12\text{回} - \text{既払回数}) \times 1,650\text{円(月額補償料)}$

2: 加入した年度(運営期間の途中で加入した場合)の未払補償料

$= (\text{終期までの補償期間に応じた支払回数} - \text{既払回数}) \times 1,650\text{円(月額補償料)}$

9. 注意事項

- ①月額補償料は毎年見直しを行いますので、新しい運営期間の開始(3月1日)から変更になることがあります。
- ②補償金の算出において、相手方からの賠償金がある場合はその賠償金を差し引きます。
- ③次年度の補償制度更新を希望しない場合には、更新日(3月1日)の3営業日前までに「自動更新停止依頼書」にてお申し出ください。

高額車両修理費用補償制度について

＜ニコレン自動車保険補償制度に加入している車両が対象となります。＞

1. 高額車両修理費用補償制度の運営期間

毎年3月1日～翌年2月末日まで(毎年3月1日を運営期間の更新日とします。)

2. 高額車両修理費用補償制度への申し込み

NICOLAS に車両を新規登録するときに高額車両修理費用補償制度への加入申し込みができます。

NICOLAS 登録時に「高額車両修理費用補償制度申込書」でお申し込みください。

※NICOLAS 登録後は加入することはできません。

3. 補償料の支払い

NICOLAS に登録した車両の「貸渡開始日」の属する月分から補償料の請求を開始します。

※月次サポート料と合わせての請求となります。

4. 加入できる車両

NICOLAS に掲載の加入条件判定表に掲載されており、○がついている車両

5. 用途車種

「自家用普通乗用車」「自家用小型乗用車」「自家用小型貨物車」

※特殊用途車(8ナンバー)は加入不可(車検証で確認)

6. 月額補償料: 下表のとおり

加入・更新日時点での 初度登録からの経過年数	普通乗用車	小型乗用車	小型貨物車
3年未満	5,500円	3,850円	3,850円
3年～8年未満	7,700円	6,050円	4,950円

7. 補償期間

加入日から次に到来する2月末日までとなります。その後は、3月1日から翌年の2月末日までが補償期間となり、特に申し出がない限り1年毎の自動更新となります。

※3月1日時点で加入対象車両でなくなった場合は自動更新せず、脱退となります。

※補償期間内に任意での脱退は出来ませんのでご注意ください。

但し、次年度の補償期間開始までに脱退の申し出があれば、自動更新しないことができます。

脱退した場合、再加入することはできません。

8. 補償内容

車両事故に対し、自己負担額(22万円/税込)を超えた修理代〔165万円(税込)が限度〕が補償金として支払われます。

全損(修理費用 $\geq$ 車両時価額)となった場合は、車両時価額から自己負担額(22万円/税込)を差し引いた額〔165万円(税込)が限度〕が補償金として支払われます。

9. 注意事項

- ①月額補償料は毎年見直しを行いますので、新しい運営期間の開始(毎年3月1日)から変更になることがあります。
- ②補償金の算出において、相手方からの賠償金がある場合はその賠償金を差し引きます。
- ③次年度の補償制度更新を希望しない場合には、更新日(3月1日)の3営業日前までに「自動更新停止依頼書」にてお申し出ください。